

# 東近江市子育てサークル実施要項

東近江市子育て支援センター

東近江市では、子育て中の保護者や地域の市民が自主的に集まり、未就園児親子の遊びや情報交換などを通じて交流を行っている子育てサークル等の活動の支援事業を実施しています。

支援を受けるには登録が必要です。

## 1 登録に必要な要件

- (1) 東近江市内で未就園児をもつ家庭を対象に活動するサークルであること
- (2) 未就園児の子どもをもつ保護者であれば誰でも参加できること
- (3) 保護者等が自主的に活動し、または活動しようとして立ち上げたサークルであること
- (4) 子育てサークルの名称を定め代表者を置いていること

## 2 登録できないサークル

- (1) 販売や集客など営利活動を行うサークル
- (2) 政治活動を行うサークル
- (3) 宗教活動を行うサークル

## 3 子育てサークル等の登録手続き

### (1) 登録申請

「子育てサークル登録申請書」に必要事項を記入し各地域の子育て支援センターに提出する

### (2) 審査・登録

登録申請書の内容を審査し、適当であると認めたサークルは、活動の支援を受けることができる

### (3) 登録の取消

- ・実施要項の規定する事項が遵守されなかった場合
- ・虚偽の申請により登録を受けたとき
- ・借用施設を不適切に利用したとき

### (4) 登録期間

登録の期間は、単年度ごととし、4月1日から3月31日とする。更新手続きは年度末に行う。

## 4 子育て支援センターの支援

登録した子育てサークルは子育て支援センターの支援を受けることができる

- (1) 子育てサークルの活動内容や情報を、市情報誌に掲載しつどいの広場に掲示される
- (2) 必要に応じて備品、玩具の貸出を受けることができる
- (3) 子育て支援センター職員への要請があれば、活動の支援を受けることができる
- (4) 登録している子育てサークルとの交流会に参加できる
- (5) 公的施設利用料等の減免などの支援を受けることができる

\*活動内容により受けることができない場合もある